② 同種工事（緩和）

次の実績を有すること。

密閉型シールドトンネル工事又は補助工法（凍結工法又は注入工法）を用いたトンネル工事

また、上記「①同種工事」又は「②同種工事（緩和）」のいずれも、次のイ）又はロ）に該当する工事は施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満の工事

ロ）国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

⑹ 審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は本工事の競争に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

ただし、特定ＪＶの場合は、特定ＪＶとして設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良い。

① 資格要件

設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示すａ）からｄ）のいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、ＲＣＣＭ相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

ａ）技術士［総合技術監理部門（「建設―トンネル」）又は総合技術監理部門（「建設-施工計画、施工設備及び積算」）］の資格を有し技術士法による登録を行っている者

ｂ）技術士［建設部門（「トンネル」）又は建設部門（「施工計画、施工設備及び積算」）］の資格を有し技術士法による登録を行っている者

ｃ）ＲＣＣＭ［「トンネル」又は「施工計画、施工設備及び積算」］に合格し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者。

なお、ＲＣＣＭに合格している者が、ＲＣＣＭ資格制度による登録ができない立場にいる者についてもＲＣＣＭと同等の能力を有している者として認めるものとする。

ｄ）土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（「トンネル・地下分野」）又は１級土木技術者（「トンネル・地下分野」））のいずれかの資格を有している者。

② 経験

設計管理技術者は、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種業務の施工経験又は設計経験を有すること。

なお、施工経験又は設計経験に係る当該同種業務を共同企業体の構成員として実施した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工経験又は設計経験として認める。

また、施工経験又は設計経験における従事役職・期間は問わない。

同種業務　密閉型シールドトンネル工事又は補助工法（凍結工法又は注入工法）を用いたトンネル工事の施工経験又は設計経験

また、上記２⑸のイ）又はロ）に該当する工事は施工経験として認めない。

⑺ 審査基準日において、下記に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。

① 主任技術者又は監理技術者が、建設工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

また、特定ＪＶの場合は、すべての構成員の技術者が資格を有すること。

② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。

ただし、施工経験に係る当該同種工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工経験として認める。

なお、施工経験における従事役職・期間は問わない。

また、施工経験を有する者が現場代理人のみである場合、その者は①に示す資格を有している者でなければならない。

さらに、特定ＪＶの場合は構成員のうち１者の技術者が施工経験を有していれば良い。

同種工事　密閉型シールドトンネル工事又は補助工法（凍結工法又は注入工法）を用いたトンネル工事

また、上記２⑸のイ）又はロ）に該当する工事は施工経験として認めない。

③ 専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３か月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

⑻ 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑼ 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（同一の者が複数の特定ＪＶの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

３ 優先交渉権者の選定に関する事項

⑴ 技術提案の評価に関する基準

１）全体計画の理解度　15点

２）発進基地の課題に対する提案能力及びリスクの想定、対応力　15点

３）外殻部の課題に対する提案能力及びリスクの想定、対応力　25点

４）躯体の課題に対する提案能力及びリスクの想定、対応力　25点

５）棲壁の課題に対する提案能力及びリスクの想定、対応力　15点

６）工事に伴う地上部への影響の課題に対する提案能力及びリスクの想定、対応力　15点

⑵ 本工事及び東京外かく環状道路　中央ジャンクション北地中拡幅（北行）工事（以下「北行工事」という。）は、大深度地下部の透水性の高い帯水層という厳しい地盤条件下で、本線シールドとランプシールドを接合する難工事である。よって、これまでに前例のない新たな技術を活用した施工方法となる可能性が高いことから、複数の技術について詳細な技術的検討・検証を加え、工事の確実性と安全性を高める必要がある。

そのため、北行工事で採用された技術提案を踏まえたうえで、本工事の優先交渉権者の選定を行う。

よって、以下の手順により、優先交渉権者を選定する。

① 競争参加希望者のうち契約責任者が競争参加資格があると認めた者から提出された技術提案書を３の⑴の評価基準に基づいて評価し、順位を決定する。